

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの基本理念及び行動憲章ならびにグループビジョンの実現に向けた取り組みを通じ、株主、顧客、社員、取引先、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーの皆様から信頼される企業集団となることを目標とし、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、実効性あるコーポレートガバナンス体制を構築することを目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式に関する事項

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとします。当社は、前記の内容に基づき保有する上場株式等(以下、「政策保有株式」といいます)のうち、主要なものについては、保有するうえでの中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。

【原則1-7】関連当事者間取引に関する事項

取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得ることとします。

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)経営理念・経営戦略・経営計画

当社グループは、全ての役員・社員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営基本原則として、「日本農薬グループ基本理念」を定めています。この基本理念に基づき当社グループの全ての役員・社員が守るべき「日本農薬グループ行動憲章」を定めています。

(日本農薬グループ基本理念及び日本農薬グループ行動憲章の全文はこちらを参照:http://www.nichino.co.jp/corporate/page_10059.html)

この基本理念の下、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、「将来のありたい姿」をグループビジョン「Nichino Group - Growing Global 世界で戦える優良企業へ」に定め、作物保護や生活環境改善など、これまで農薬化学事業で培ってきた技術を更に高めることで、人類の未来に貢献する企業グループを目指します。この実現に向けて、将来、世界でトップ10の事業規模(売上高2,000億円以上)の研究開発型企業となることを目標としています。

さらに、このグループビジョンの実現化に向け、中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 グローバル企業への前進」を策定し、成長戦略を推進するとともに、収益の向上と事業基盤の強化を図ります。

(グループビジョン及び中期経営計画はこちらを参照:http://www.nichino.co.jp/ir/page_10084.html)

(2)コーポレートガバナンスの基本方針

当社は、このコーポレートガバナンス体制の構築にあたって、コンプライアンスを基本とし、迅速かつ合理的な意思決定と適切な経営チェック機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実を図る事が必要であるとの考えに基づき、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定めています。

(コーポレートガバナンス・ガイドラインはこちらを参照:http://www.nichino.co.jp/corporate/page_10060.html)

(3)経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針・手続

業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとします。

独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素が含まれないものとします。

取締役の報酬等については、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会に諮問し、同委員会による検討結果の答申に基づき、取締役会が株主総会に提出する取締役報酬議案の内容及び個人別の報酬等の額を定めるものとします。

ガバナンス委員会が取締役の個人別の報酬等の額について諮問された場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断し、答申します。この場合、ガバナンス委員会は、当社における他の役員・社員の報酬等及び当社が属する企業集団内における他の会社の役員・社員の報酬等の水準等も考慮するものとします。

(4)経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名方針・手続

当社の取締役候補者は、取締役会の構成人員の多様性を考慮しつつ、当社取締役として人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人材から決定します。

独立社外取締役候補者は、前述の要件に加え、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。

・当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者。

・当社の経営理念を理解し、当社の社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。

・社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や活動を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

当社の監査役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から監査役会の同意を得て決定するものとします。

・経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。

・公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。

・最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任します。

前述の要件に拘わらず、当社の独立社外監査役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から監査役会の同意を得て決定するものとします。

- ・当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者。
- ・当社の経営理念を理解し、当社の社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
- ・社外監査役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、中立的・客観的な視点で取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて選任・指名を行う際の、個々の選任・指名の説明

当社は、「株主総会参考書類」におきまして、個々の役員候補者の選任理由を付記しています。
(株主総会参考書類はこちらを参照：<http://www.nichino.kanata.co.jp/contents/000000534.pdf>)

【補充原則4-1-1】取締役会と取締役の権限

当社は、取締役会で決議・報告すべき事項を「取締役会規則」に定め、経営陣に対する委任の明確化を図っています。
(取締役会規則はこちらを参照：<http://www.nichino.co.jp/contents/000000679.pdf>)

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、「独立役員選任にあたっての独立性基準」を定めています。
(独立役員選任にあたっての独立性基準はこちらを参照：<http://www.nichino.co.jp/contents/000000677.pdf>)

【補充原則4-11-1】取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針

上記「【原則3-1】(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名方針・手続」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】社外役員の兼任状況

当社は、「事業報告」及び「株主総会参考書類」におきまして、個々の社外役員及び社外役員候補者の重要な兼職の状況を開示しています。
(事業報告及び株主総会参考書類はこちらを参照：<http://www.nichino.co.jp/contents/000000534.pdf>)

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価・開示

当社は、2016年度の実効性について、取締役および監査役を対象としたアンケートを実施しました。
当社は、本アンケートの結果をもとにした取締役会全体の実効性についての分析・評価を、過半数を独立役員で構成する取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会に諮問し、同委員会から、取締役会は全体として概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されているとの答申を受けました。
一方で、「当社の業務分野に対する取締役会ないし個々の取締役の知識・理解」、「取締役会資料の事前検討期間」、「主要な投資家やその他のステークホルダーの視点の組み入れ」ならびに「取締役会におけるリスクテイク」について、さらなる改善を図ることが望ましいとの指摘を受けており、当社は、今回認識した課題について継続的に改善してまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役及び監査役がその役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務執行を支援します。
当社の社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社の経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成します。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めます。
(ディスクロージャーポリシーはこちらを参照：http://www.nichino.co.jp/ir/page_10099.html)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ADEKA	16,176,629	23.10
株式会社みずほ銀行	2,802,267	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,104,100	3.00
農林中央金庫	1,960,252	2.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,582,800	2.26
朝日生命保険相互会社	1,383,000	1.97
株式会社りそな銀行	1,009,080	1.44
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	987,900	1.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	674,000	0.96
双日株式会社	604,000	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	9月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更新</small>	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
郡 昭夫	他の会社の出身者							○				
松井 泰則	学者											
戸井川 岩夫	弁護士							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
郡 昭夫		同氏は、株式会社ADEKAの代表取締役社長であります。当社は、同社の持分法適用関連会社で同社と原料の購入取引がありますが、当社における仕入取引比率は僅少であり、同社からの事業上の制約を受けておりません。	製造業の企業経営に長年携わり豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくため、社外取締役として適任であると判断し、ご就任いただいております。
松井 泰則	○	——	松井泰則氏は、大学教授(会計学・経営学)としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有し、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくため、社外取締役として適任であると判断し、ご就任いただいております。なお、同氏と当社の間には、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると考えたため、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、届け出しております。
戸井川 岩夫	○	同氏は当社の「独立委員会」の委員に就任しており、会議出席の際に謝礼を支払っているため、取引所規則の規定項目で	戸井川岩夫氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的な立場から当社の

	ある社外役員の属性情報「h. 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)」に該当しております。	経営全般にわたる意見、助言等をいただくため、社外取締役として適任であると判断し、ご就任いただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、加えて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、届け出しております。
--	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、「ガバナンス委員会」を設置しております。ガバナンス委員会は、当社の取締役及び監査役候補者の選任プロセス、資質及び指名理由、独立役員選任にあたっての独立性判断基準、取締役会全体の実効性評価、並びに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。ガバナンス委員会の委員の過半数は、独立役員とすることを原則とします。取締役会は、ガバナンス委員会の答申を得て、取締役候補者の選定及び役員報酬体系等の決定を行います。平成28年9月期においては、ガバナンス委員会を4回開催しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役(会)と会計監査人は、意見交換会を適宜開催しています。
- ・監査役(会)と内部監査部門である法務・監理部は、定期的に内部統制及びリスク管理状況のチェックを行っております。
- ・監査役(会)は、連結決算に際して、当社及びグループ各社の業務執行における適法性と妥当性のチェックを行っています。
- ・内部監査部門である法務・監理部は、担当者3名により、内部監査計画に基づき、また必要と認められる場合、適宜、内部監査を実施の上、改善提案等を行い、その後の改善状況をチェックしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富安 治彦	他の会社の出身者									○				
中田 ちず子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富安 治彦		同氏は、株式会社ADEKAの取締役兼常務執行役員であります。当社は、同社の持分法適用関連会社であり、同社とは原料の購入取引がありますが、当社における仕入取引比率は僅少であり、同社からの事業上の制約を受けておりません。	上場会社の業務執行役員としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から監査にあたっていただくため、当社の社外監査役にご就任いただいております。
中田 ちず子	○	——	中田ちず子氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、公正かつ客観的に独自の立場から監査にあたっていただくため、社外監査役として適任であると判断し、ご就任いただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、加えて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、届け出しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度につきましては従前から導入しておりますが、役員報酬制度のあり方については適宜ガバナンス委員会に諮問し、答申を受けております。

中長期型インセンティブにつきましては、当社に適したプランやその導入時期について引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・前事業年度(平成27年10月～平成28年9月)において、当社及び主要な連結子会社から受けた役員報酬等の額が100百万円以上となる取締役は存しないことから、個別開示を実施していません。

・役員報酬等の額については、法令に従い有価証券報告書並びに事業報告において、役員区分毎に総額開示をしております。

・事業報告は定時株主総会の招集通知の添付書類として、有価証券報告書とともにEDINETによる公衆縦覧に供しており、併せて当社ウェブサイトへも掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとし、

独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素が含まれないものとし、

取締役の報酬等については、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン4-2の規定に従い、ガバナンス委員会に諮問し、同委員会による検討結果の答申に基づき、取締役会が株主総会に提出する取締役報酬議案の内容及び個人別の報酬等の額を定めるものとし、

ガバナンス委員会が当社コーポレートガバナンス・ガイドライン4-2の規定に従って取締役の個人別の報酬等の額について諮問された場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断し、答申します。この場合、ガバナンス委員会は、当社における他の役員・社員の報酬等及び当社が属する企業集団内における他の会社の役員・社員の報酬等の水準等も考慮するものとし、

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・取締役会、監査役会の資料は、事前配布を原則としており、社外役員が出席した際には随時、当社業務の専門性や経営状況について説明を行っています。

・社外監査役については、法務・監理部が監査役スタッフ機能を有しており、監査役会等において適時サポートを実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しています。3名の監査役のうち2名を社外監査役とすることで、独立性の強化と経営の透明性の確保を図っています。

取締役会は、取締役11名(うち社外取締役3名)により構成されており、全ての重要な案件が取締役による十分な審議により決定され、効率的な経営、執行に努めています。また、経営チェックの観点から監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べています。

毎月の定例及び臨時の取締役会を中心に、経営執行の効率化と迅速化を図るため、基本方針の方向性や重要な業務執行に関する事項の決定機関である「経営会議」を定期的に開催する経営体制を敷いています。なお、「経営会議」には常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席します。

取締役会の諮問機関として、独立役員を過半数委員とするガバナンス委員会を設立し、当社の取締役及び監査役候補者の選任プロセス、資質及び指名理由、独立社外役員にかかる独立性判断基準、取締役会全体の実効性評価、並びに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行うことにより、コーポレートガバナンスの一層の充実を図っています。

(2) 内部監査及び監査役監査

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されています。

監査役(会)は、連結決算に際して、当社およびグループ各社の業務執行における適法性と妥当性のチェックを行っています。

内部監査部門である法務・監理部は担当者3名により、内部監査計画に基づき、また必要と認められる場合、適宜、内部監査を実施の上、改善提案等を行い、その後の改善状況をチェックしています。

内部監査部門、監査役(会)および会計監査人は、相互協力、相互連携のもとに、情報交換、打合せ等を緊密に行っています。

(3) 会計監査

会計監査は、監査契約を締結している協和監査法人により、会社法、会社法施行規則、計算規則等の法令や監査基準等に基づき、適切に実施されています。なお、平成28年9月期における監査体制につきましては、以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 高山 昌茂

代表社員 業務執行社員 小澤 昌志

業務執行社員 坂本 雄毅

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、その他2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効に発揮・機能する最適なシステムであると判断し、上記の体制を採用しています。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期開示、早期発送に努めています。 2016年12月20日開催の第117回定時株主総会においては同年11月19日にTDnetにて開示し、12月1日に発送しました。 また、当社ホームページにおいても早期開示を行なっております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程の設定に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	2015年9月期にかかる定時株主総会より、電子投票制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取り組み	2015年9月期にかかる定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	TDnet及び当社ホームページにおいて、招集通知(狭義の招集通知)と参考書類(議案の要約)の英文を掲載しています。
その他	(1)株主総会のビジュアル化 ・開会前に会社トピックス映像を上映しています。 ・事業報告、計算書類の内容についてパワーポイントを使用して報告しています。 (2)総会終了後の株主懇談会(茶話会)開催 ・株主と経営陣とのコミュニケーションの場を提供しています。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するためにディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末に決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに株主・投資家向けのIRサイトを設け、プレスリリース、決算短信等の決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会招集通知及び株主通信等の各種資料を掲載しています。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	総務部(総務広報グループ)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「基本理念」と「日本農薬グループ行動憲章」において、各ステークホルダーとの関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、化学企業として、1993年1月に制定した『環境と安全・健康に関する基本理念』とその『行動指針』に基づき、JRCC(一般社団法人日本化学工業協会RC委員会)の一員としてレスポンス・ケアを推進しています。 各事業所及び主要子会社は、毎年それぞれ推進方針を作成のうえ自主的活動に取り組んでおり、その活動の成果は、「レスポンス・ケアレポート2016」として公表しています。
その他	「ニテノー奨学金制度」 全国9校の農業大学の学生に奨学金を毎年贈呈し、若者の就農をサポートしています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制体制構築の基本的な考え方

当社は、経営の指針である「基本理念」と、業務推進における行動規範である「日本農薬グループ行動憲章」を基本とし、コーポレート・ガバナンスの充実のために、会社法及び金融商品取引法等により求められる内部統制活動を行う「コンプライアンス委員会」、「リスクマネジメント委員会」及び「J-SOX法委員会」を設置し、各委員会が、コンプライアンスの推進、経営・業務の有効性・効率性向上、リスクマネジメント、財務報告の信頼性と適正性の確保への対応等を行い、当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実及び内部統制活動を推進する。内部統制に係わる個別の業務規定、システム等については「業務体系集成」として整理、保管、更新することにより内部統制体制を支える基盤とする。尚、本基本方針に記載した当社の内部統制体制については、必要に応じて見直し改定を行い、取締役会において決議する。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる文書等の情報(電磁媒体による記録を含む)は情報管理規定に基づき必要な期間、保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1)「リスクマネジメント委員会」は、当社及び当社グループのリスクの把握、リスクの顕在化予防、顕在化したリスクの影響を最小限に留めるリスク発生対処等を行う。
- (2)個別のリスクの管理にあたっては、リスクの分類及び各リスクに対する対応のマニュアル化を推進する。全社的な課題と見做されるリスクについては、取締役会が総合的に管理、対応を行う。
- (3)環境、安全衛生、製品安全等に関するリスクは、「リスクマネジメント委員会」が把握したうえで、「レスポンス・ケア推進委員会」が関係部門と連携のもとに個別具体的に対応を行う。
- (4)経理面については経理・システム部が全社的な会計的、計数的管理を担当し、各部門も他部門、及び全社の経理内容を確認していくこととする。
- (5)不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする緊急事態対策総本部を設置して危機管理にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2)取締役会に次ぐ重要な機関として経営会議を開催し、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席してグループ全体の重要な事業戦略及び経営方針等を機動的に審議・決定することで、経営の効率性を高める。
- (3)取締役会の諮問機関として、独立役員を過半数委員とするガバナンス委員会を設立し、当社の取締役及び監査役候補者の選任プロセス、資質及び指名理由、独立社外役員にかかる独立性判断基準、取締役会全体の実効性評価、並びに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る。
- (4)執行役員制度の整備を行い、経営監督と方針決定を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離し、それぞれの職務の内容を明確化することにより、経営意思決定の迅速化と業務執行の効率化の促進を図る。
- (5)業務運営の全社共通の指標として3年の中長期経営計画を策定し、本計画の具体化として会計年度の業績計画と予算を設定する。業務執行の責任者、責任範囲、執行手続き等については業務分掌規定、職務権限規定、職務権限基準明細表等に定めている。

5. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社のコンプライアンス体制の根幹として「日本農薬グループ行動憲章」及び「日本農薬および日本農薬グループコンプライアンス規定」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底する。
- (2)「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンス監査等を通じて法令遵守の啓発、指導及び徹底を図る。
- (3)財務報告の信頼性と適正性の確保のための内部統制については、「J-SOX法委員会」が対応を図る。
- (4)化学物質の製造、輸送、廃棄等に関するコンプライアンス活動は「レスポンス・ケア推進委員会」が啓発、推進する。
- (5)当社は、職制、コンプライアンス委員長、及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報体制を整備しており、コンプライアンスを確保するために本体制を適切に運用する。
- (6)当社及び当社グループは、「日本農薬グループ行動憲章」に反社会的勢力及び団体との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当な要求の断固拒絶を明記している。その精神に則り、反社会的勢力排除に関する意思統一を図り、総務部を対応窓口として組織的に対応し、また警察関係機関等との連携を密にして、反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断する。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社およびグループ会社は、全グループ会社に適用される「日本農薬グループ行動憲章」を指針として諸規定、システムを整備し内部統制体制を構築するものとする。
- (2)当社のグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関して、以下の体制を定める。
 - a. 当社は、グループ会社から重要な経営指標について定期的に報告を受け、重要な案件は事前に協議を行わせるものとする。
 - b. 当社は、所管部門によるモニタリング、監査等を通じてグループ会社を適正に管理するものとする。
- (3)当社のグループ会社の損失の危険を管理するために、「日本農薬および日本農薬グループリスクマネジメント規定」に基づき、以下の体制を定める。
 - a. 「グループリスクマネジメント協議会」にて当社グループのリスクマネジメント上の課題の協議を通じて、企業集団のリスクマネジメント活動を行うことにより管理する。
 - (4)当社のグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、以下の体制を定める。
 - a. 当社は、グループ会社の規模・業容・業態に応じて必要となる間接業務の提供を行い、当社グループ全体の業務の効率的な運営を図る。
 - (5)当社のグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の体制を定める。
 - a. 「日本農薬および日本農薬グループコンプライアンス規定」に基づいて開催される「グループコンプライアンス協議会」にて、当社グループのコンプライアンス課題の協議を通じて、企業集団の業務の適正確保を図る。
 - (6)当社の「J-SOX法委員会」は、財務報告の信頼性と適正性の確保のための企業集団の内部統制について対応を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役が当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査役を補助すべき体制として法務・監理部の中に監査役会事務局機能を有している。当該使用人の人事に関する評価、異動等の改定については、人事担当役員が常勤監査役に事前に相談しその意見を求めるなど、恣意的な評価等がなされることの防止を図ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- (2)当社は、監査役から指示を受けた法務・監理部所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように配慮する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (2)当社は、使用人の社内通報に関する事項を「日本農薬および日本農薬グループコンプライアンス規定」に定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、使用人から監査役等への適切な報告体制を確保する。
- (3)監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

(4)常勤監査役と代表取締役社長とは、適宜意見交換会を開催する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生ずる費用については、当社の経費予算の範囲内において、所定の手続により当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

日本農業グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団、総会屋、ブラックジャーナリズムなどの反社会的勢力との関係を遮断し、これら反社会的勢力に対する金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供及び情報誌の購読等の諸要求を断固として拒絶します。

(2)反社会的排除に向けた整備状況

上記反社会的勢力の排除を組織的かつ効果的に推進するため、以下の通り対応します。

a.社内体制

社内においては、これらの団体の排除に向けて全社的な意思統一を図り、対応窓口の一元化、複数の人間による対応や各事業所間での情報共有化など、組織的に対応します。各事業所で、これらの団体から不当な要求を受けた場合には、必ず、一人ではなく、複数(相手より多い人数が望ましい)で対応し、総務部へ連絡し、指示を受けるものとします。

b.他企業との連携・情報交換

業界や地域の他企業との間でも関係情報を交換しつつ、業界全体、地域企業で一致団結して、これらの団体の排除に取り組みます。

c.警察との連携

日頃から、警察等、関係行政機関の通報、相談窓口との、緊密な連携を保ち、不当な要求に対しては、早期に連絡して、適時、適切な指導と支援を要請します。当社事業所においても、地元の警察とのパイプを作り、これらの団体から不当な要求を受け、威嚇された場合に相談、支援を受けられる体制作りを進めます。

d.取引契約中に暴力団排除特約条項を追加する。

「日本農業グループ行動憲章」および2011年10月1日より施行された東京都暴力団排除条例に基づき、当社およびグループ会社は、暴力団排除特約条項を、原則として全ての新規締結の国内契約に挿入し、既締結の国内契約に追加する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成22年12月17日開催の第111回定時株主総会においてご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、平成25年12月20日開催の当社第114回定時株主総会においてご承認を得て、更新しています(当該1度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下、「旧対応策」といいます。)。旧対応策の有効期間は、平成28年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、当社は、平成28年11月14日開催の取締役会において、旧対応策を一部修正して更新することを決定し、平成28年12月20日開催の第117回定時株主総会においてご承認をいただいております(当該2度目の更新後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を、以下、「本対応策」といいます。)。本対応策は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社株主共同利益等」といいます。))が毀損されることを防止することを目的としており、その概要は以下のとおりです。本対応策の詳細については、当社ウェブサイト(<http://www.nichino.co.jp/pdfs/20161114.pdf>)をご覧ください。

(1)基本方針の内容の概要

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな生活を守ることを使命として、社会に貢献します。」「技術革新による新たな価値の創造にチャレンジし、市場のニーズに応えます。」「公正で活力ある事業活動により全てのステークホルダーの信頼に応えます。」という基本理念を掲げ、当社株主共同利益等の向上に努めています。当社は、上記の基本理念のもと、日農グループビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取り組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しています。以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切であること(以下、「当社の経営方針」といいます。))を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えています。上場企業である当社株券等は、自由な譲渡が認められており、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものです。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の異動を伴うような大規模買付行為に関する提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行なわれるべきものと考えています。しかし、当社は、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少数の株主が、当社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株券等の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社株主共同利益等が著しく損なわれる可能性がある場合には、そのような事態の発生を阻止するための相応な措置をとることを可能とする制度を整備し、一定の手續に従い、適切な対応策を講じることが必要であるとと考えています。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

a 当社の将来ビジョン

当社は、前述のとおり当社グループとして将来のありたい姿を確認し、「Nichino Group - Growing Global 世界で戦える優良企業へ」という将来ビジョンを掲げました。

b 企業価値の源泉、向上

当社の事業は、農業の研究・開発・製造・販売、及び医薬、動物薬等の農業の周辺事業から構成されており、当社の経営には、昭和3年(1928年)会社創立以来蓄積された専門的知識・経験・ノウハウ、及び国内外の顧客等のステークホルダーとの間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠です。

また、基幹事業たる農業の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、十数万分の1、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれています。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化にあたって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となること等が挙げられます。さらには、新農薬の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を発揮するための優れた製剤技術等が必要です。このような状況下、当社は毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行ない、高い創業確率の達成、維持、向上を目指しています。かかる高い創業確率の達成、維持、向上を目指す中長期的な観点からの安定的な経営は、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えています。

これら当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づく中長期的な観点からの安定的な経営を行なうことは、当社の基本理念及び当社の経営方針に合致し、当社株主共同利益等の向上に必須であるとと考えています。

c 中期経営計画

当社は、上記のグループビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定しています。

現在は、前述のとおり平成28年度を初年度とする3力年の中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018)グローバル企業への前進」を策定し、「成長戦略の推進」と「収益の向上」を2本柱として、M&Aや提携、品目買収などの「事業拡大への取り組み」を実行し、事業規模を拡大していきます。

d コーポレート・ガバナンスについて

当社取締役会は、上記の取組みは、上記(2)b記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社株主共同利益等を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主共同利益等を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社株主共同利益等が毀損されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株主共同利益等を維持・向上させるためには、当社株券等に対して大規模買付行為が開始された場合に、当該大規模買付行為について株主の皆様が大規模買付行為に応じるべきか否かにつき適切な判断が行なえるよう、大規模買付者(大規模買付行為を行なおうとし、又は行なっている者をいい、以下、「大規模買付者」といいます。))から必要かつ十分な情報が提供されること、また、検討のために必要かつ十分な時間が確保されること等が必須であると考えます。

当社は、そうした目的を達成するために本対応策を定めています。本対応策の概要は以下のとおりです。

・当社株主共同利益等のため、大規模買付行為は、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、かつ、原則として、本対抗措置(会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てその他法令及び定款により当社取締役会の権限として認められる措置をいいます。))の発動の是非を判断する株主総会又は取締役会が終結した後に限り開始することができるものとする。

・大規模買付者が大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して株主の皆様への判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供した場合、本対抗措置の発動の是非を判断する株主総会又は取締役会の前に、当社取締役会による当該大規模買付行為についての評価、検討、交渉、賛否の意見の形成及び代替案立案のための一定の評価期間を経ること。

・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同利

益等を毀損するおそれのある場合は、当社取締役会が予め定める手続に従って、原則として株主総会又は取締役会の決議を経て、大規模買付者に対する本対抗措置を発動することがあること。

・本対抗措置の発動又は不発動等に関する当社取締役会の判断及び決定の合理性及び公正性を担保するために、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し勧告を得ること。当社取締役会は、本対抗措置の発動又は不発動等の判断及び決定にあたり独立委員会の勧告を最大限尊重すること。

・大規模買付者による大規模買付ルールへの遵守又は不遵守の事実、独立委員会の勧告の内容、当社取締役会の判断及び決定の内容及び理由、株主総会の開催の有無並びに開催日時及び場所等を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示すること。

なお、ここで「大規模買付行為」とは、概ね以下の行為をいいます。

・当社株券等についてその保有者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他有償の譲受け又はこれに類する行為
・当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行なう、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が共同若しくは協調して行動する関係を樹立する行為

(4) 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成31年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっており、有効期間の満了後の対応策については当該株主総会において株主の意思を確認することとされています。

(5) 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本対応策が基本方針に沿い当社株主共同利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しています。

a 当社株主共同利益等の確保及び向上

本対応策は、当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる際、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、株主の皆様が必要かつ適切な情報の提供を受けた上でその自由な意思に基づいて判断すること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて大規模買付行為に対する賛否を決定し、あるいは代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることを目的とするものであること。

b 株主意の重視(株主総会決議とサンセット条項)

本対応策は、当社の第117回定時株主総会におけるご承認を得て発効したものであるものの、その有効期間は、平成31年12月開催予定の定時株主総会の終結の時までとされていること。

また、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役ににより構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されること。

c 事前の開示

当社は、本対応策につき、株主、投資家及び大規模買付者に対し、その予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するため、本対応策を事前に開示しており、今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い必要な事項について適時適切に開示すること。

d 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、本対抗措置の発動及び中止等の運用に関する勧告を客観的に行なう機関として独立委員会を設置していること。

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、本対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の取締役会決議等を行なうこと。

e 合理的な客観的要件の設定

本対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないようにその手続が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること。

f 社外の独立した専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、独立した第三者的立場の専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けることができるものとし、当社取締役会及び独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしていること。

g デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、株主総会で選任された取締役に構成員とする当社取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)ではないこと。また、当社は取締役の任期につき期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策(当社取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、対抗措置発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもないこと。

以上

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

【別紙1】を参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

当社の情報開示に関する基本的考え方は、当社「基本理念」に基づく「日本農業グループ行動憲章第5条」にまとめられており、当社ホームページ等において公表しております。

本「行動憲章第5条」の精神を実現すべく、当社グループに関する重要な情報の、公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、当社において「情報管理規定」並びに「日本農業および日本農業グループインサイダー取引防止規定」を制定し、情報の適正な管理及び活用を図っております。当社グループの情報開示に係る体制は、以下のとおりです(模式図は、【別紙2】を参照ください。)

・「情報管理規定第2条」に基づき、「会社の情報は、社会的慣行、企業情報開示の趣旨に照らし適切かつ厳正に管理するもの」と規定しております。

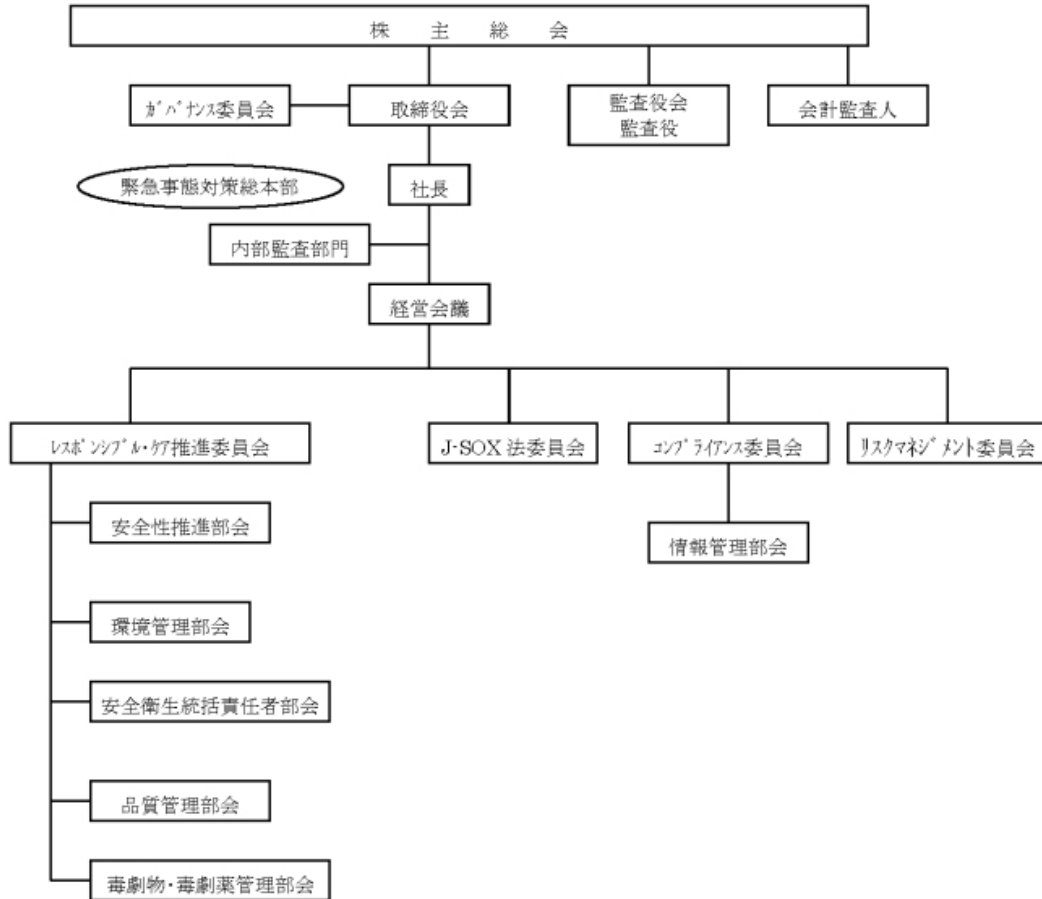
・開示する法定・任意開示情報の集約、検討につきましては、総務部に集約し、情報開示の内容、時期、方法を検討しております。

・情報開示の確定・承認につきましては、法定開示情報に関しては取締役会の承認を得た後、任意開示情報につきましては、総務担当役員の確定を得、社長の承認を得た後、それぞれ開示を行っております。

以上

【別紙1】

当社のコーポレートガバナンス体制



【別紙2】 会社情報の適時開示に係る社内体制図

- ・決定事実の情報フロー
- ・発生事実の情報フロー
- ・決算情報(業績予想の修正を含む)の情報フロー

